認定こども園長崎信愛幼稚園運営規程

制定日：　　令和３年４月１日

改正日：　　令和８年４月１日

（施設の名称及び所在地）

第１条　学校法人　信愛学園が設置する幼稚園型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　認定こども園長崎信愛幼稚園

（２）所在地　長崎市上野町１０番２４号

（施設の目的及び運営方針）

第２条　認定こども園長崎信愛幼稚園（以下「当園」という。）は、キリスト教的人間観に基づき、認定こども園法及び学校教育法に従って０歳から就学前までの教育保育を行います。尊い生命を大切にしつつ、真の人間基礎育成のために適切な教育環境を整え、各自の個性に順応した教育方法をもって全ての園児を教育保育することを目的とします。

２　当園は、キリストの教えに根差した教育を行います。キリストの人間価値をとおして、園児が本来持っている宗教性を養い育てます。

３　当園は、一人ひとりを大切にする教育を行います。子どもは一人ひとり神から愛され、かけがえのない存在として受け入れられています。園生活を通して、園児が互いに受け入れられるように配慮しながら、主体的に自ら人間として成長発達するように援助します。

４　当園は、自己形成を促す教育を行います。園児一人ひとりが、神から与えられたさまざまな可能性を開花させ、発展させながら、自己形成向かうことができるよう助けます。

５　当園は、社会貢献への自覚と態度を形成する教育を行います。園児が社会的存在であることを認識し、自己の使命を自覚し、互いに助け合って生きることのできる、よりよい社会人として成長しようとする態度を育てます。

６　当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の

児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

7　当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

（提供する特定教育・保育の内容）

第３条　当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

２　当園は、こども誰でも通園制度（乳幼児等通園支援事業）を実施します。（令和８年６月開始）

（保護者に対する子育て支援の内容）

第４条　当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

２　当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

３　当園は、子育ての支援事業として、次の事業を実施する。

（１）未就園児親子教室

（２）園庭開放

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。尚、員数は変動することがある。

（１）園長　１人

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

（２）副園長　１人

副園長は、園長を補佐し、不在時には業務を代理で行う。

（３）主幹教諭・主任保育士　１人以上

主幹教諭は、園長及び副園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理し、乳幼児の教育保育をつかさどる。

（４）副主任　１人以上

副主任は、主幹教諭、主任保育士の補佐を行う。保育教諭等の専門性の向上を促し、学びあい支えあう文化を醸成するための取組を行う。

（５）保育教諭　10 人以上

保育教諭は、年間計画と関連を保ちながら指導計画を作成し、それに基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（６）保育補助者　２人以上（常勤０人、非常勤２人）

保育補助者は、保育教諭の指導助言の下、補助的な保育業務を行う。

（７）事務職員　１人（常勤１人、非常勤０人）

事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理などを行う。

（８）栄養士　１人（常勤１人、非常勤０人）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。また、園の食育活動の推進に努める。

（９）調理員　５人以上（常勤１人、非常勤４人以上）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、調理業務に従事する。保育教諭とともに園の食育に関する活動を行う。

（１０）通園バス運転手　２人（常勤０人、非常勤２人）

通園バス運転手は、園バスの運転他、点検管理を行う。

（学年及び学期）

第６条　１年を次の３学期に分ける。

（１）第１学期　４月１日　から　８　月 31 日　まで

（２）第２学期　９月１日　から　12 月 31 日　まで

（３）第３学期　１月１日　から　３　月 31 日　まで

（教育・保育を行う日）

第７条　当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

２　当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

（１）教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア　土曜日

イ　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

ウ　学年末休業（3 月 22 日から 3 月 31 日まで）

エ　学年年始休業（4 月 1 日から 4 月 8 日まで）

オ　夏季休業（7 月 20 日から 8 月 27 日まで）

カ　冬季休業（12 月 20 日から 1 月 7 日まで）

キ　創立記念日（5 月 1 日）

ク　クリスマス（12 月 25 日）

（２）保育認定子どもに係る休業日

ア　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

イ　年始休日（１月２日及び１月３日）

ウ　年末休日（１２月２９日から１２月３１日）

エ　創立記念日（5 月 1 日）

オ　クリスマス（12 月 25 日）

カ　その他必要と認めたとき

３　当園は、前２項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

４　当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（教育・保育の提供を行う時間等）

第８条　当園の教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（１）教育標準時間に関する教育時間。

月～金　午前９時３０分から午後２時

教育標準時間認定子どもが、教育時間後に保育を希望する場合には、１７時３０分

までの時間において預かり保育を利用することができる。

（２）保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）

月～金　午前７時３０分から午後６時３０分

土　　午前７時３０分から午後６時３０分

以上の時間の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

（３）保育短時間認定に係る保育時間（８時間）

月～金　午前８時３０分から午後４時３０分

土　　午前８時３０分から午後４時３０分

以上の時間の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。上記以外の時間において、やむを得ない事由により保育が必要な場合は園が定める開所時間内であれば時間外保育を提供する。

２　当園の開所時間は、次のとおりとする。

（１）月曜日から金曜日　午前７時３０分から午後６時３０分。

（２）土曜日　午前７時３０分から午後６時３０分。

（利用者負担その他の費用等）

第９条　当園は、長崎市特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）第３条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）（以下、「府令」という。）第１３条第１項の規定により、利用子どもに対し特定教育・保育を提供した際は、当該利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を、当該利用子どもの保護者から徴収する。

２　当園は、条例第３条の規定によりその例によることとされる府令第１３条第３項の規定により、提供する特定教育・保育の質の向上を図るため、別表１に掲げる特定負担額を徴収する。

３　当園は、条例第３条の規定によりその例によることとされる府令第１３条第４項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表２に掲げる実費を徴収する。

４　当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表３に掲げる費用を徴収する。

５　当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表

４に掲げる費用を徴収する。

（利用定員）

第１０条　利用定員は、次のとおりとする。

学年	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
１号	―	―	―	42 人	24 人	24 人	90 人
２号・３号	6 人	6 人	8 人	17 人	17 人	16 人	70 人
合計	6 人	6 人	8 人	59 人	41 人	40 人	160 人

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第１１条　当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

２　利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第１１条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

（１）当園の教育理念に基づき決定する方法

３　前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

４　当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第１２条　教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

２　当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

（１）子ども・子育て支援法第１９条第１号から第３号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

（２）利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

（３）市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

２　当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

３　当園は、園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第１４条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、月に１回の避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第１５条　当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（秘密保持）

第１６条　当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

（苦情解決）

第１７条　当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

２　当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容及び苦情に対する対

応、改善策について記録する。

３　当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

（安全対策と事故防止）

第１８条　当園は、安全管理マニュアルを策定し、園における危機発生に際しては、その対応をもとに的確に対応する。園児及び教職員の人命及び人権の尊重を最優先とし、事件・事故の状況を正確に把握し、関係諸機関と連携して、全教職員、保護者の共通理解の下、敏速かつ適切に事態の収拾を図り、教育保育の平常化に努める。

（記録の整備）

第１９条　当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

（１）教育・保育の実施に当たっての計画　５年間

（２）教育・保育に係る必要な事項の提供の記録　５年間

（３）条例第３条の規定によりその例によることとされる府令第１９条の規定に基づく市への通知に係る記録　５年間

（４）苦情の内容等の記録　５年間

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　５年間

（６）認定こども園園児指導要録

学籍等に関する記録　２０年間

指導の記録　当該子どもが小学校を卒業するまでの間

別表１（教育・保育の質の向上を図るために要する費用）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
特定保育料	当園ならではの教育保育の質の向上に向けた取り組みに係る費用	月額 6,000 円
バス維持費	スクールバスの維持管理に必要な費用	月額 2,700 円（利用者）

別表２（教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
１号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 6,500 円 （副食費免除対象者は月額 2,500 円）
２号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額 8,800 円 （副食費免除対象者は月額 3,800 円）
保険加入に係る保護者負担	園が加入する損害補償保険の保護者負担分	1 号認定・2 号認定　年額 95 円、3 号認定 135 円
制服代	入所時に 1 号認定・2 号認定	40,000 円前後
しんあいスマイル登園セット	おむつのサブスク利用者 （３号認定）	月額 3,600 円 トイレトレーニング完了後は不要
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみの購入費用（制作活動に使用するため）	実費

別表３

項目	金額
保育短時間認定子どもの延長保育に係る利用者負担	7：30～8：00　1 回 100 円 8：00～8：30　1 回 100 円 16：30～1 時間 200 円

別表４

項目	金額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	1 時間 200 円